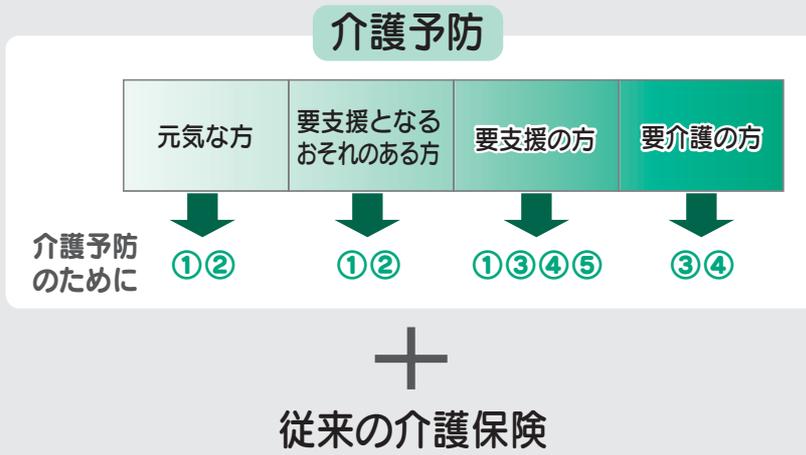


新しい介護保険制度

4月から介護保険制度が変わりました

四月から介護保険制度が見直され、介護予防に重点をおいた制度に変わりました。また、介護や支援が必要になった方でも住み慣れた地域で生活できるよう、新たなサービスが創設されました。ここでは従来の制度から変更した点について、お知らせします。



介護予防のために

●要介護の方を除く高齢者（65歳以上）が対象

①地域包括支援センターを新設しました

高齢者が住み慣れた地域で、介護保険などのサービスを受けることができるよう、市内に六つの地域包括支援センターを設置しました。同センターでは、高齢者の皆さんが介護を必要としない生活を続けていけるように、さまざまなお手伝いを継続的に行います。また、介護予防に関する情報提供などの支援をします。

主な業務内容

高齢者に関するさまざまな相談に対応
高齢者の権利を守り、虐待な

を防止

高齢者ひとりひとりの状態に応じた、介護予防プランの作成
問い合わせ：高齢者いきがい課地域包括担当・TEL内線2554

●要支援・要介護でない高齢者が対象

②介護予防事業を始めます

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、運動機能の向上や栄養改善などの介護予防事業を実施します。また、高齢者がいつまでも健康で生き生きと過ごせるよう、公民館などの身近な場所での介護予防の普及・啓発事業を行います。

問い合わせ：総合保健センター

成人保健係・TEL2291-4124

①市内の地域包括支援センター

川越市地域包括支援センター小仙波	小仙波947-1	TEL227-7878・FAX227-5188
川越市地域包括支援センター連雀町	連雀町31-2	TEL229-5332・FAX227-4026
川越市地域包括支援センターケアハイツ	古谷本郷1475-1	TEL230-2388・FAX236-0757
川越市地域包括支援センターみずほ	今福2745	TEL241-3676・FAX241-5449
川越市地域包括支援センターかすみ	安比奈新田283-1	TEL234-8181・FAX234-8182
川越市地域包括支援センターみなみかぜ	吉田204-2	TEL239-0003・FAX234-6132

③要介護度の区分



●要支援・要介護の状態にある高齢者が対象

③要介護度の区分が新しくなりました

「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまで六段階だった区分が七段階になりました。従来の「要介護1」が、心身の状態によって「要支援2」と「要介護1」に分かれます。

問い合わせ：介護保険課認定係・TEL内線2565

④地域密着型サービスを創設しました

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できるように、身近な地域で提供されるサービスです。「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」や、夜間に定期的な巡回訪問をする「夜間対応型訪問介護」などがあります。今後、計画的にサービス基盤の整備を進めます。

担当・TEL内線2563



●要支援の状態にある高齢者が対象

⑤予防給付を始めました

「要支援2」と認定された高齢者を対象に、筋力向上や栄養改善、口腔ケアを取り入れたデイサービスなど、自立した生活のためのサービスを提供します。

問い合わせ：介護保険課管理給付係・TEL内線2561

利用者の負担

●福祉用具購入費の適正化

今まで特定福祉用具は販売事業者を問わず、福祉用具購入費支給の対象になっていました。四月からは、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合に限り、介護保険の支給対象となります。

●住宅改修費の適正化

これまでは、住宅改修後の申請でした。四月からは工事の前に申請書を提出し、介護保険給付の対象となるか審査をします。このことについて詳しくは、ケアマネジャーが介護保険課（本庁舎一階）に

お尋ねください。
問い合わせ：介護保険課管理給付係・TEL内線2561

●利用者負担の軽減

支払いが高額になった場合や所得の低い方の負担が重くならないように、軽減制度があります。

高額介護サービス費：自己負担額が上限を超えたときは、超えた分を払い戻します

市独自の軽減：高額介護サービス費のほかに、市独自の軽減措置として、自己負担

額の一部（50パーセントまたは25パーセント）を支給します
問い合わせ：介護保険課管理給付係・TEL内線2561

介護保険料

●第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が変わります
介護保険給付費の増加に伴い、給付と負担のバランスを保つため、左表のとおり保険料を改定しました。平成二十

年度までは、所得による保険料の負担の格差を緩和するため、所得段階が細分化された保険料となっています。

平成18年度～同20年度の所得段階別保険料率

保険料段階区分	保険料率 (負担割合)
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	20,395円 (0.5)
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	20,395円 (0.5)
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外	30,593円 (0.75)
第4段階 ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税	40,791円 (基準額)
第5段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	50,988円 (1.25)
第6段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満	61,186円 (1.5)
第7段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	65,265円 (1.6)
第8段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上	71,384円 (1.75)

*この表は、第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料率です。

*（ ）内の数値は、第4段階を基準額として、それに対する負担割合を示したものです。

*実際に納める年間保険料額は、100円未満を切り捨てた金額になります。

また、税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止など）の影響により、本人および世帯員に住民税が非課税から課税になる方がいる場合、保険料が大幅に改定されます。そこで、保険料を三年間で段階的に引き上げ、急激な保険料の上昇を和らげます。

問い合わせ：介護保険課保険料資格係・TEL内線2570